

都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会 会長 各位

全国民生委員児童委員連合会
会長 得能金市
(公印略)

次期改選（令和 7 年 12 月）に向けた民生委員・児童委員のなりて確保の
取り組み推進について（ご依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

現在、厚生労働省は令和 5 年の地方分権提案を受け民生委員・児童委員の担い手不足対策のひとつとして「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」を開催し、居住要件の緩和について検討しています。

居住要件を緩和することは、地域住民の一員として生活者の視点で活動する委員制度の本質を損う恐れがあるため、全民児連としては明確に反対しています。そして、全民児連はなりて確保のために、自治体の主体的な取り組みや委員活動の負担軽減、積極的な広報など、幅広い取り組みを検討・実施するよう求めています。

同検討会の協議が難航していることから、なりて確保の問題に再び注目が集まりつつある今、あらためて各県・市民児協においても、なりて確保に向けた考え方についての議論と具体的な取り組みを進めていただければと存じます。

全民児連では、令和 6 年 6 月に「令和 4 年 12 月の民生委員・児童委員一斉改選結果に関する総括となりて確保のための提案」をとりまとめています。本提案は、5 都県 3 市の計 18 市区町村へのヒアリングに基づき「国」「地方公共団体」「全民児連」「各地の民児協」それぞれにおける、なりて確保のために有効と考えられる取り組みをまとめています。「地方公共団体」および「各地の民児協」への提案をふまえ、来年の一斉改選に向けて「新しいなりてが推薦されやすい仕組みづくり」「委員活動を続けやすい環境づくり」のためにできる限りの取り組みを進めていただきたくとともに、貴下民児協に対して、周知と提案事項の取り組みを呼びかけていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「地方公共団体」「各地の民児協」に取り組みを依頼したいこと

【地方公共団体に取り組みを依頼したいこと】

(1) 実情に合った配置基準や選任要件の検討

- (2) なりて確保への主体的な取り組み
 - ⇒推薦方法の多様化の検討
 - ⇒自治会等の候補者推薦母体への丁寧な説明
 - ⇒民生委員活動に関する理解促進のための主体的な取り組み
- (3) 民生委員の困りごとの相談先の整備
- (4) 業務の見直し
- (5) 研修や情報交換の場の充実
- (6) 単位民児協運営の支援
- (7) 欠員地域への対応
- (8) 企業への働きかけ
- (9) 事務局機能の強化

【各地の民児協に取り組みを依頼したいこと】

- (1) 委員が活動しやすい環境づくり
- (2) 働きながら活動する委員への理解
- (3) 時代の変化や所属委員の状況に合わせた活動の見直し
- (4) 水平型組織としての単位民児協運営
- (5) 意見具申の実施
- (6) 普段の活動のなかでの意識づけ
- (7) やりがいの発信

※上記項目の詳細は別紙を参照ください。

2. 「令和4年12月の民生委員・児童委員一斉改選結果に関する総括となりて確保のための提案」報告書について

報告書は、全民児連ホームページに掲載しています（5.民生委員・児童委員活動に関する調査報告書等（PDF）⇒（10）に掲載）。

URL <https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/mj/>

QRコード



【お問い合わせ先】

全国民生委員児童委員連合会（全社協民生部） 担当：福山
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748（民生部共通） z-minsei@shakyo.or.jp

令和4年12月の民生委員・児童委員一斉改選結果に関する総括となりて確保のための提案（一部抜粋）

令和6年6月、全民児連は『令和4年12月の民生委員・児童委員一斉改選結果に関する総括となりて確保のための提案』（以下、本提案）をとりまとめました。

本提案は、民生委員のなりて確保や委員活動継続のためにさまざまな取り組みをしている地域にヒアリングを行い、その内容から「国」「地方公共団体」「全民児連」「各地の民児協」に対して、なりて確保のために有効と考えられる取り組みを整理しています。

以下、第3章第2節の「地方公共団体」と「各地の民児協」への提案内容を抜粋してご紹介します。

1. 地方公共団体に取り組みを依頼したいこと

(1) 実情に合った配置基準や選任要件の検討

- ◇ 配置基準および選任要件は都道府県・指定都市・中核市で定めることができるものであることを踏まえ、必要に応じて以下を働きかける。
 - 各地域の実情をふまえた設定ができるよう、必要に応じて検討すること
 - 検討する場合には各地域の民児協の意見を聴く機会を設けること
- ※とくに定数については、世帯数のみを考慮して設定するべきものではなく、民児協の考えや民生委員活動の状況をふまえて、配置基準となる世帯数の見直しは実施しないとしても、定数自体は定期的な見直しが必要と考えられる。

(2) なりて確保への主体的な取り組み

- ◇ 民生委員・児童委員は厚生労働大臣委嘱であるが特別職の地方公務員という位置づけであり、都道府県・指定都市や市区町村といった地方自治体におけるなりて確保への主体的な取り組みの実施を要請する。
- ◇ なお、国においては令和6年度から生活困窮者支援等のための地域づくり事業を拡充し、「地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策」に関する予算を新設している。民生委員が活動しやすい環境の整備やなりて確保に向けた都道府県・指定都市・市区町村の取り組みに補助をするものであるため、なりて確保の各種取り組み実施の際には積極的な活用を促す。

【推薦方法の多様化の検討】

- ◇ 自治会を推薦母体とする場合、必要に応じて、他の関係機関へは協力依頼を出す、候補者がいるものの自治会とつながっていない場合は行政や民児協事務局が自治会とつなぐ、行政や社協が関わった地域住民で地域活動に関心の高い方を自治会に紹介するなど、推薦方法の見直し検討を促す。
- ◇ また、地域の実情をふまえつつ、推薦準備会を設置して地域の多様な関係機関・住民の協力のもと、なりて確保に取り組むことも考えられる。

【自治会等の候補者推薦母体への丁寧な説明】

- ◇ 自治会の担当課と連携をとり、自治会長が集まる機会に行政から民生委員について説明をする、自治会長を対象とした研修などに民生委員に関するプログラムを入れる、とくに必要と考えられる場合には行政から個別に自治会長にアプローチするなど、自治会の民生委員に関する理解を促進するための取り組みを行う。
- ◇ 併せて、自治会に民生委員の推薦を依頼する際には、現任の民生委員や単位民児協会会長など、民生委員関係者と相談するよう伝える。

【民生委員活動に関する理解促進のための主体的な取り組み】

- ◇ 地方自治体として、各地の民児協と連携しながら、積極的に民生委員活動に関する理解促進のための広報への取り組みを促す。

(3) 民生委員の困りごとの相談先の整備

- ◇ 民生委員の負担軽減のためにも、つなぎ先に困ったとき、緊急対応が必要になったときなどの相談先を、各市区町村において地方自治体として整備することを求める。

(4) 業務の見直し

- ◇ いわゆる「あて職」や会議や行事等の実情を把握し、民生委員・児童委員活動と関係の薄いものなどは、各地方自治体が庁内で必要に応じて整理するよう要請する。
- ◇ 併せて、民生委員への依頼については、地方自治体が間に入り、民生委員活動との関係やその負担感などをふまえて、民児協と相談しながら引き受けるかどうかを丁寧に検討するよう求める。

(5) 研修や情報交換の場の充実

- ◇ 主任児童委員対象や新任委員対象などの単位民児協で開催することが難しい場合もある対象者別研修の実施は、できるだけ都道府県・指定都市や市区町村の範囲で実施することを依頼する。
- ◇ 都道府県・指定都市や市区町村において、民生委員・児童委員の実情に即した研修機会の確保を求める。なお、その際には全民児連が発行している「民生委員・児童委員研修のあり方に関する検討委員会 報告書」を参考とされたい。

(6) 単位民児協運営の支援

- ◇ 市区町村においては、各種事務を含む単位民児協の運営支援、また単位民児協ごとで実施する研修や事例検討、情報交換の場づくりに必要な各種支援（助成など含む）、また単位民児協会長や副会長を対象とした民児協運営や新任委員の育成に関する研修の実施など、単位民児協の運営支援を依頼する。
- ◇ また、都道府県・指定都市においては、各制度等の積極的な情報提供や都道府県・指定都市域で実施することが望ましいと考えられる各種民児協への支援、広報等の活動について積極的に取り組むことを依頼する。

(7) 欠員地域への対応

- ◇ 市区町村においては、欠員地域の推薦母体へアプローチする、欠員が多いエリアの住民を対象に民生委員活動の啓発を行うなど、欠員地域への個別対応等を求める。
- ◇ 併せて、現に欠員である地域に対しては、担当地域に加えて欠員地域の活動も行う委員や民児協への活動費の支給、行政が民生委員活動の一部を代替する、複数人で地域を担当する複数担当制や班方式導入の提案など、欠員地域への支援を行うことを要望する。

(8) 企業への働きかけ

- ◇ 行政として商工会議所などの地域の経済団体などをとおして民生委員活動への理解を求めることで、民生委員活動をしやすい職場環境づくりを推進することなどに取り組むよう働きかける。
- ◇ また、従業員に民生委員がいる企業を入札実施時の加点対象とすることなどの提案も考えられる。

(9) 事務局機能の強化

- ◇ 以上(1)～(8)に示す各事項の実現には、行政と民児協がともに取り組むことが必須であり、そのためにも民児協の事務局機能の強化は欠かせない。事務局職員の資質向上のための研修や業務のマニュアル化、業務改善の検討、事務局職員の増員等も含む体制強化などについて要望する。

2. 各地の民児協に取り組みを依頼したいこと

(1) 委員が活動しやすい環境づくり

- ◇ ベテラン委員と新任委員でペアを組んで活動の悩みなどを相談できるシステムをつくる、少人数で困りごとを相談し合える時間をつくる、定例会で困難な課題について事例検討を行うなど、困りごとを抱え込まない関係づくりに取り組む。

(2) 働きながら活動する委員への理解

- ◇ 単位民児協内でも民生委員の状況はさまざまであり、一人ひとり活動できる時間や得意分野が違うことをお互いに理解しあい、補い合う関係を意識しながら相手への思いやりをもつことの重要性を再認識する。

(3) 時代の変化や所属委員の状況に合わせた活動の見直し

- ◇ 定例会を情報共有だけの場として開催するのではなく、事例検討や困りごとの共有・アドバイスなどの時間とするなど、LINE など状況に応じて適切な手段を活用しながら、時間を有効に使い、委員が活動しやすい環境づくりに努める。

(4) 水平型組織としての単位民児協運営

- ◇ 単位民児協に所属する委員が全員参加し、お互いを尊重しつつ意見を言い合える雰囲気づくりをめざす。
- ◇ その際には、全民児連が発行する「単位民児協運営の手引き（令和4年3月版）」なども、参考にされたい。

(5) 意見具申の実施

- ◇ 公務員であっても地域住民を代弁する民間奉仕者としての民生委員として、民児協が意見具申権を活用できることの重要性を理解するとともに、なりて確保などとくに課題を感じることが多いと思われる事項では、必要に応じて意見具申の実施に向けて各民児協内で検討を行う。
- ◇ 単位民児協等で意見具申を実施する場合の方法例は以下のとおり（参考）。
 - 単位民児協として要望書を作成し、提出する
 - 市区町村長等との懇談において、単位民児協としての意見を述べる
 - 行政計画・地域福祉計画等の策定に際して、単位民児協としての意見を提出する
 - 定例会に出席している行政職員に、単位民児協としての意見を述べる

(6) 普段の活動のなかでの意識づけ

- ◇ 民生委員自身が後任の委員を探すことは、民生委員にとって大きな負担となっている一方で、民生委員自身が候補者を探すことで民生委員により適任な方を選出できるといった意見もある。
- ◇ 普段の地域活動のなかでさまざまな関係者と関わるなかで民生委員・児童委員の適任者がいないか、民生委員自身も気にかけておく。
- ◇ 併せて、自治会等の推薦母体となる団体に対し、民生委員活動に楽しく取り組んでもらえそうな方を探してもらえよう、アピールしていく。

(7) やりがいの発信

- ◇ 民生委員のやりがいを地域住民や関係機関の方に積極的に発信することで、民生委員になって社会貢献したいと考える方を増やす。
- ◇ 併せて、民生委員同士でやりがいや楽しさを共有し、民生委員活動のよさを感じる機会を増やすことで、委員の継続につなげる。